

訟務局の新設

平成27年7月10日

概要

平成27年4月10日、訟務局が新設された。

訟務局の新設は、国の利害に関係のある訴訟への適切な対応という観点から、

- ① 政府として統一的・一元的な対応を行うための訟務に関する指揮権限
- ② 将来の法的紛争を回避するための予防司法機能

を強化するために組織を整備するもの。

訟務局の新設により、訴訟の一層の迅速化が促されたり、法的紛争への発展が未然に防止されるなど、国民の権利・利益の保護に寄与することができると考えられるもの。

【参考】 訟務組織の主な変遷

- ① 1952(昭和27)年8月1日、法務府設置法の一部改正により、法務府は法務省に改組され、法務総裁は法務大臣に改められた。同時に、民事法務長官、民事訟務局、行政訟務局が廃止され、新たに訟務局が設置された。
- ② 1968(昭和43)年6月15日、行政改革の一環としてのいわゆる1省1局削減措置に基づく法務省設置法の一部改正により、訟務局は廃止され、大臣官房訟務部が設置された。
- ③ 1976(昭和51)年6月21日、法務省設置法の一部改正により、大臣官房訟務部が廃止され、訟務局が復活した。
- ④ 2001(平成13)年1月6日、中央省庁等改革に伴い、新しく法務省設置法及び法務省組織令が施行され、訟務局は廃止され、その機能は大臣官房に移された。
- ⑤ 2015(平成27)年4月10日、大臣官房に設置されていた訟務を所管する課等に移し替え、訟務局が設置された。

所掌事務

訟務局新設後は、従来業務を所掌することに加えて、訟務機能の強化のため、

- ① 訴訟に発展する懸念のある政策・事象への支援(いわゆる予防司法の充実)
- ② 訴訟に強く専門性のある人材を育成するための方策の企画・立案
- ③ 国際訴訟等への関与の在り方の検討

などを行う。

これら業務については、主として、訟務企画課及び訟務支援管理官において担当する。

体制

4/9以前の体制

大臣官房

訟務企画課
民事訟務課
行政訟務課
租税訟務課
財産訟務管理官

(その他訟務以外の
官房各課等)

4/10以降の体制

訟務局

訟務企画課
民事訟務課
行政訟務課
租税訟務課
訟務支援管理官

【人的体制の強化】

訟務局新設に伴い関係機関の協力を得て、応援要員として訟務検事、任期付弁護士を併せて9名を本省訟務企画課に新たに配置した。

これらの者が、新たに行う業務を主として担当している。

関係府省庁連絡会議(5月27日10:00～開催)

平成27年5月27日現在

1 会議の趣旨

法務省に訟務局が設置されたことに伴い、より予防司法機能を強化し、政府全体としてのコンプライアンスを強化する。

2 連絡会議

- ① 杉田内閣官房副長官御挨拶
- ② 連絡会議の趣旨等の説明及び質疑応答(法務省訟務局長)

3 幹事会

- ① 幹事会の趣旨等の説明(法務省訟務局訟務企画課長。以下同)
- ② 国を当事者とする訴訟の現状
- ③ 訟務局の新たな法的支援制度についての説明及び質疑応答
- ④ 今後のスケジュールについて

